

【申請者は熟読のこと：重要な注意事項】

がん患者への薬学的介入症例サマリ記載に関する注意事項

— 2026年度 がん専門薬剤師認定申請用 —

(1) 本申請で求めている「薬学的介入症例のサマリ」書き方の主なポイントについて

- ① 保険診療の算定項目でいう薬剤管理指導に留まらず、入院及び外来通院患者に施されるがん化学療法、支持療法、緩和ケアにおける薬学的介入を指す。
- ② 一般的な薬剤管理指導業務ではなく、がん専門薬剤師として相応しいアセスメント、問題発見、正しい根拠に基づいた提案及び介入、結果などが記載されていることが重要なポイントになる。
- ③ 薬学的介入症例のサマリには、がん治療に関する薬学的介入あるいは薬学的ケアの内容を記載することとし、抗がん剤治療、支持療法、緩和医療を含むがん薬物療法全般にわたる実績を含んでいなければならない。薬剤師として、副作用管理、処方提案、医療チーム内での医師・看護師への助言、患者への直接的関与などを含めた複数の薬物療法への具体的な関与を記載すること。
- ④ 入院・外来通院患者を問わず、抗がん剤ミキシングや調剤時の処方鑑査・疑義照会のみ、初回だけ或いは1度限りの関与（ケモ開始前の一般的なスケジュール及び副作用の説明など）、診療録などから抜粋した患者の診療経過（投薬内容のみの経過）など薬学的介入が認められないもの、治験症例、根拠のない提案は評価対象外となるため含めないこと。
- ⑤ 過去5年間（2021年4月～2026年4月の症例を対象とします）に自ら携わったがん患者への薬学的介入症例サマリ50症例（3臓器・領域以上のがん種）を提出すること。ただし、「消化器、呼吸器、乳房、造血器悪性疾患の中から2臓器・領域以上」を必須とし、且つ「それぞれ5症例以上」を含めなければならない。それ以外の臓器・領域の症例数については問わない。
- ⑥ 自施設内や特定地域のみで使用される略語の使用を避け、広く通用する用語で記載すること。使用可能な略号については日本医療薬学会がん専門薬剤師養成研修ガイドラインを参照すること。

(2) 薬学的介入症例サマリの作成にあたり、下記の点に留意すること。

- ① 申請者自身が自ら携わった薬学的介入事例の中から50症例を厳選して提出すること。
- ② 入院から外来あるいは繰り返し入院した患者を指導した場合は、一連の治療を1症例とする（1患者につき1症例とし、同一症例を重複して登録しないこと）。ここで、自ら指導に関与した期間および回数とは、患者の入院期間ではなく、申請者自身が薬学的介入に直接関与した期間（年月日）及び回数をいう（患者の入院期間や治療期間ではない）。
- ③ 薬剤名、投与量や検査値、副作用のグレード評価等は適切に記載すること。
- ④ 入院・外来の別は、「薬学的介入症例のサマリ」欄に記した介入時の区分を選択すること。入院と外来の両方で関わった症例については「入院・外来」の両方を選択すること。
- ⑤ 介入内容は、化学療法、支持療法、緩和ケアのうち、該当するものを選択すること（複数項目を選択することも可）。なお、3種類の介入については、いずれも必ず1症例以上含んでいること。
- ⑥ 薬学的介入症例サマリの中で、自らが行った薬剤師としての提案及び介入を記載した部分にアンダーラインを引くこと。
- ⑦ 悪性腫瘍に分類されない症例が含まれていないか確認すること。悪性新生物の分類については、ICD-10 対応標準病名マスター 新生物（腫瘍C00-C97の悪性新生物）等を参照すること。
- ⑧ ステージ欄にはステージ以外の情報は記載しないこと。
- ⑨ 薬学的介入症例サマリは全角換算470文字以内で記載すること。